

周南市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき、周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 推進員は、法第5条第2項に規定する地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置及び定数)

第3条 教育委員会は、周南市立の各中学校区に推進員を置くことができる。
2 推進員の定数は、各中学校1人を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の中学校区を担当することを妨げない。

(委嘱)

第4条 推進員は、次の全てに該当する者のうちから、当該中学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(任期等)

第5条 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、推進員が次のいずれかに該当する場合は、任期中においてもこれを解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めた場合

(2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認めた場合

(推進員会議)

第6条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進

員会議を開催することができる。

(1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。

(2) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(服務)

第7条 推進員は、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。

(2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進員及び推進員会議の庶務は、教育委員会教育部生涯学習担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。